



神崎市  
KANZAKI CITY

# いのち支える 自殺対策計画

概要版

2019(平成31)年度～2028年度

本計画は、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき策定するものであり、神崎市の自殺対策を総合的に推進するためのものです。

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進します。

## 基本理念

幸せを  
感じることが  
できる社会

誰も自殺に  
追い込まれること  
のない社会

健康で  
生きがいを  
もって暮らすことが  
できる社会

## 計画の期間

2019(平成31)年度～2028年度(10年間)

国の大綱に基づきおおむね5年を目途に見直しを行います。

## 計画の数値目標

自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数)を2028年度までに10.4\*以下にします。

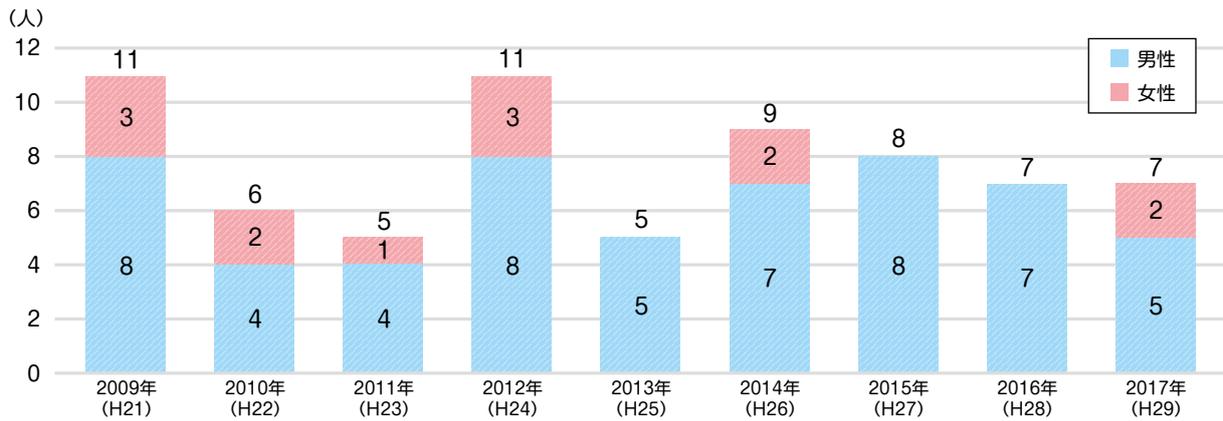
\*厚生労働省「人口動態統計」

	現 状	本計画 2019～2028年度	
		2019～2023年度	2024～2028年度
基準年	2017年	2022年	2027年
自殺死亡率	16.0	12.8	10.4
対2017年比	100%	80%	65%

## 自殺者数の推移

(2009(平成21)年～2017(平成29)年)

市の自殺者数は、2009(平成21)年、2012(平成24)年の11人をピークに、7人前後で推移しています。



資料：警察庁「自殺統計」(厚生労働省集計より)

## 基本施策

欠かすことのできない基盤的な取組

主な取組

<p>地域における連携とネットワークの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神崎市いのちを支える自殺対策推進本部を主軸とする総合的な自殺対策の推進</li> <li>・神崎市健康づくり推進協議会による地域の関係機関・民間団体等とのネットワークの構築</li> <li>・子育て支援の関係団体・民間団体との連携強化</li> </ul>	<p>自殺対策を支える人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺対策に関わる人(団体)へのゲートキーパー研修の実施</li> <li>・心の健康づくりや自殺予防に関わる人の資質向上</li> </ul>
<p>市民への啓発と周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暮らしのガイドブックに生きる支援に関する相談先等の情報掲載</li> <li>・市報やホームページでの啓発活動</li> <li>・自殺予防啓発グッズの配布</li> </ul>	<p>生きることの促進要因を増やす支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハイリスク者、子どもやその家族、遺された人等への支援の強化</li> <li>・自殺リスクを察知した場合の支援を全庁的に実施(適切な相談窓口へつなぐ等)</li> </ul>
<p>児童・生徒の「SOSの出し方に関する教育」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校での「いのちの授業(SOSの出し方教育)」の推進</li> </ul>	

## 命の門番「ゲートキーパー」とは?.....

「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要です。1人でも多くの方に、ゲートキーパーとしての意識を持っていただき、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことが自殺対策につながります。

変化に気づく

じっくりと耳を傾ける

支援先につなげる

温かく見守る

ゲートキーパーの認知度「言葉も意味も知っている者」の割合  
 成人全体 (現状) 5.4%\* → (2028年目標値) 50%  
 \* 平成30年度神崎市健康に関するアンケート調査

## 重点施策 4つの優先課題に対する取組

### 勤務・経営問題に関わる対策

労働者や経営者を対象とする相談支援の充実を図ります。  
市内事業所や労働者・家族に対する心身の健康づくりの普及啓発活動を行います。

### 子ども・若者対策

児童生徒が抱える問題に早期に気づき、適切に対応できるよう相談体制の整備を促進します。  
SOSの出し方に関する教育や心の健康保持、命の大切さを実感できる教育の充実に努めます。

### 無職者・失業者・生活困窮者対策

相談窓口等の周知啓発、相談支援の充実を図り、関係機関との連携を強化します。  
心身や生活上の問題に関する相談に応じ、包括的な支援を推進します。

### 高齢者対策

高齢者とその介護家族等に対して相談窓口の周知啓発に努め、相談支援を図るとともに、関係機関との連携を推進します。  
高齢者が安心して暮らせるような地域づくりを目指します。

## 計画の推進体制

自殺対策の推進体制における意志決定機関は、「神崎市いのち支える自殺対策推進本部」です。  
本部を中心に自殺対策を総合的かつ円滑に推進するとともに、全庁的な取組として推進していきます。  
また、自殺対策の推進にあたっては、「神崎市健康づくり推進協議会」からも意見をいただき事業の推進に努めるとともに自殺対策の連携・協力を図ります。

## 計画の進捗管理

毎年度、「生きる支援施策」の実施状況及び目標の達成状況を把握し、神崎市いのち支える自殺対策推進本部において、その効果等を評価します。

また、国の大綱に基づきおおむね5年を目途に見直しを行うとともに、計画の最終年度である2028（平成40）年度には最終評価を行い、次期計画につなげます。

### 「こころの体温計」でメンタルヘルスチェック！

パソコンや携帯電話で簡単な質問に答えるだけで、ストレス度や落ち込み度が分かります。

ホームページアドレス

<https://www.city.kanzaki.saga.jp/main/411.html>

神崎市 こころの体温計

検索



QRコードはこちらから→

9月10日～16日は自殺予防週間、3月は自殺対策強化月間です。

# 生きる支援に関する相談窓口

## こころの悩み・不安

神崎市	健康増進課	月～金曜日	☎0952-51-1234
佐賀県	佐賀中部保健福祉事務所	8時30分～17時15分	☎0952-30-1691
	精神保健福祉センター	(祝日・年末年始を除く)	☎0952-73-5060
電話相談窓口	佐賀いのちの電話	365日24時間	☎0952-34-4343
	佐賀県自殺予防夜間相談電話	毎日23時～5時	☎0120-400-337
	佐賀こころの電話	月～金曜日9時～16時	☎0952-73-5556

## 消費生活・債務・経済問題

消費生活全般	佐賀県消費生活センター	毎日9時～17時 (年末年始12/29～1/3除く)	☎0952-24-0999
多重債務	佐賀県司法書士会	月・木曜日18時～20時 (祝日・盆休・年末年始除く)	☎0952-29-0635
経済問題	神崎市生活自立支援センター	月～金曜日9時～18時	☎0952-97-6730

## 法律に関すること

弁護士・司法書士による相談	法テラス佐賀	月～金曜日9時～17時 ※予約制	☎050-3383-5510
司法書士による相談	司法書士無料相談(対面)	毎月第3木曜日10時～12時 (祝日・年末年始を除く)	☎0952-37-0088 予約先: 神崎市役所

## 職場・家庭や離婚・DV問題など

女性の様々な 悩みに関すること	佐賀県DV総合対策センター	女性総合相談	火～土曜日9時～21時 日・祝日9時～16時30分 (月曜日休み)	☎0952-26-0018
男性の様々な 悩みに関すること		男性総合相談(電話相談)	第2・3木曜日19時～21時	☎080-6426-3867
		男性総合相談(面接相談)	第4土曜日14時～16時 ※要予約 予約・問合せ ..... ☎0952-28-1492 火～金曜日9時～17時(祝日を除く)	
総合労働相談	佐賀労働局雇用環境・均等室 「佐賀労働局総合労働相談コーナー」	月～金曜日 8時30分～17時15分	☎0952-32-7167	

## 子ども・若者に関する相談

子育て・発達・ 非行・しつけ・虐待	佐賀県中央児童相談所	月～金曜日8時30分～17時15分 (祝日・年末年始除く)	☎0952-26-1212 ※虐待など緊急の場合は24時間受付
佐賀県子ども・若者総合相談センター(0～30歳代対象)		月～金曜日11時～18時	☎0952-97-8246
さが若者サポートステーション(就労に関する相談) (15～30歳代対象)		月～金曜日11時～18時	☎0952-28-4323
佐賀県教育委員会「心のテレホン相談」 ～小中高校生及び保護者のための電話相談(いじめ・不登校等の悩みごと)～		365日24時間	☎0952-30-4989
佐賀県教育委員会「いじめホットライン」 ～小中高校生及び保護者のためのいじめに関する電話相談～		365日24時間	☎0952-27-0051